

淀川水系流域委員会 第 26 回委員会 (2003.10.29 開催) 結果概要

03.12.2 庶務作成

開催日時：2003 年 10 月 29 日 (水) 10:00~13:00

場 所：京都市勧業館「みやこめっせ」 第 1 展示場

参加者数：委員 34 名、河川管理者 22 名、一般傍聴者 384 名

1 決定事項

- ・意見書の構成は、意見書 1「基礎原案に対する意見書」と意見書 2「計画策定における住民意見の反映に関する意見書」とする。意見書 1 は、「これまでの意見書第 部 (河川整備の方針について) と第 部 (河川整備の内容について) を統合したもの」と「第 部 (部会意見)」の 2 部構成とする。意見書 2 はこれまでの意見書第 部が該当する。
- ・資料 2-2-1「意見書第 部 (案) 031029 版」は、「はじめに」と「おわりに」以外は大筋合意した。「はじめに」と「おわりに」の修正は委員長に一任する。
- ・資料 2-3-1「意見書第 部 (案) 031029 版」は、11/15 までに委員から意見を募集した後修正を行い、12/9 の委員会での確定を目指す。河川管理者からも 11/15 までに質問を提出頂く。
- ・資料 2-4-1「意見書第 部 (案) 031029 版」は意見書として確定した。
- ・計画策定後の流域委員会に関する検討について、資料 3 のとおり、検討メンバーが確定した。今後、2、3 回検討会を開いて案を作成し、全委員に案を意見照会し、12/9 委員会で議論する。
- ・住民参加部会意見の中の、河川レンジャーと合意形成について、11/5 までに全委員から意見を募集する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料 1「委員会および各部会の状況報告」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

-) 資料 2-1「意見書の構成および作成の進め方」を用いて説明が行われた後、意見交換が行われ、意見書の構成が「1 決定事項」の通りに決定した。
-) 資料 2-2-1「意見書第 部 (案) 031029 版」、資料 2-3-1「意見書第 部 (案) 031029 版」、資料 2-4-1「意見書第 部 (案) 031029 版」を用いて、各とりまとめ担当者より主な変更点について説明が行われた後、意見交換が行われ、「1 決定事項」のとおり決定した。主な意見は「3 主な意見」の通り。
-) 資料 2-5「『淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書 第 部 部会意見』とりまとめ状況」を用いて状況が報告された。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 10 名から意見があった。主な意見は「3 主な意見」の通り。

3 主な意見

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

資料 2-2-1「意見書第 部（案）031029 版」、資料 2-3-1「意見書第 部（案）031029 版」、資料 2-4-1「意見書第 部（案）031029 版」を用いて、各とりまとめ担当者より主な変更点について説明が行われた後、意見交換が行われ、「1 決定事項」のとおりに決定した。

（主な意見）

第 部「河川整備の方針について（案）031029 版」について

- ・複数の委員から、「はじめに」と「おわりに」の記述が長すぎるという意見が寄せられている。しかし、河川法が改正された大きな意義と、流域委員会の新しい審議のやり方を広く伝えるためにも、あえて長くした。これらは全委員の共通の思いだと思っている。
- ・「はじめに」では、この委員会の特徴として、あらかじめ作成された原案に意見を述べるというやり方ではなく、委員自身が提言や意見書を取りまとめたという点を特に強調して欲しい。
- ・「はじめに」では、現場から学ぶ姿勢の大切さについて記述されているが、委員会が現場の方々と地域の現状や問題をどこまで共有できたのか、反省しなければならない。今はまだ、入り口に立っただけだという点を認識しておくべきだろう。
- ・「おわりに」では、「淀川モデル」が他の流域でも受け入れられるように、「淀川モデル」のエッセンスをまとめておく必要がある。
- ・「おわりに」では、一般の方から寄せられた意見の支えがあったということに触れられているが、一般の方の意見を委員会で必ずしも十分に議論できたとは言えないのではないか。成果ばかりではなく反省点も追加してはどうか。

第 部「河川整備の内容について（案）031029 版」について

- ・「5.4 漁業」の内容が薄く、的確に指摘できていないように感じる。環境・利用部会のとりまとめでは、漁業についてより具体的な提案をしており、どのようにとりまとめていくのか、心配している。

旧建設省が主導した琵琶湖総合開発事業が、琵琶湖の漁業に壊滅的な影響を与えてきたという歴史的な経緯がある。やはり、琵琶湖の漁業については、積極的な記述が必要だ。

作業部会でも、漁業についてより具体的な記述をするべきかどうか、議論になった。できるだけ反映するように、再検討したい。（今本リーダー）

- ・調査・検討中の各ダムについて、委員会として意見を出すべきかどうか、作業部会でも議論になったが、ひとつの区切りとして委員会の考え方を出すことにした。本日の委員会ではじめて示した部分もあるので、ご確認をお願いしたい。（今本リーダー）

各ダムによって、結論部分のニュアンスが違っているように感じられる。これをどう考えるべきか。

あくまでも、提言の「原則として建設しない」という考え方から記述している。どのダムも抜本的な見直しをして欲しいという点に変わりはない。（今本リーダー）

「調査・検討中」とされているダム事業であっても、現段階で、何らかの記述は必

要だろう。しかし、今のところは「こういうことを検討すべき」「このように検討すべき」等の指摘にとどめて、今後のダムの方角性を示唆するような記述については、河川管理者の調査・検討後の結論が出た際に行えばよいのではないかと思っている。

- ・「7.2（4）丹生ダム」では、丹生ダムで琵琶湖の水位低下を抑制するだけの容量が確保できるかどうかを検討する必要性と、琵琶湖の水質に与える影響を検討する必要性についても指摘すべき。
- ・基礎原案の「5.1.2（2）住民との連携・協働」では、環境教育について触れられているので、意見書の「1.2（2）住民との連携・協働」でも、環境教育について記述しておく必要があるのではないか。
- ・「2.1 河川形状」は、淀川の下流域を中心に書かれている。各河川・湖ごとの記述が必要ではないか。
- ・意見書では、堤防の安全性を診断する技術についても、指摘した方がよい。
- ・ダム建設を理由にして、必要な治水対策がなおざりになっているケースがある。こういった点について、もっと具体的な意見を出しておくべきだ。
- ・第 部「河川整備の内容について」と第 部「部会意見」が重複する場合、どのように整理していくのか。整理の方針を決めておいた方がよいのではないか。
意見書第 部と部会意見が重複してもよいのではないか。部会は部会として、遠慮なく意見や提案を行っていけばよいと思っている。（委員長）

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 10 名から意見があった。主な意見は次の通り。

- ・意見書の第 部案では、ダムについて、従来よりも一歩踏み込んだ記述になっているので、この項は今後もこのまま残しておいて頂きたい。河川管理者には、意見書を活かした河川整備計画を策定して頂くよう、強くお願いしておきたい。
- ・前回までの委員会の意見書では、ダムは調査・検討中であるため、コメントできないとしているが、委員会は河川管理者が出している現時点での結論について、きちんと意見を出すべきだ。例えば、川上ダムは、降雨エリアの 10 分の 1 しか受けられない南端に位置しており、降雨パターンによっては洪水調節機能がゼロになると予測されているにもかかわらず、基礎原案では治水上有効だとなっており、合理的ではない。また、ダムサイト付近の断層等の地質調査が不十分である点についても、指摘すべきだ。
- ・本日の委員会で「ダム建設中止」の方向が出されると期待したが、違った。ダムが建設しないと決ってから、代替案が出てくる。ダムに関する調査・検討をいたずらに長期化せず、早期に結論を出して頂きたい。
- ・20～30 年経ってはじめてあらわれてくる環境への影響を考慮して、ダムの調査・検討を進めて頂きたい。
- ・現在問題になっている河川公園やダムは、過去に河川管理者が設置許可を与えたからこそ存在している。今後、河川管理者は許認可権を厳正に運用頂きたい、という観点を「維持管理」の項に入れて頂きたい。現在、道路公団の検討委員会で、中津周辺の淀川左岸の堤防にトンネルをあけて高速道路をつくる検討を少人数の専門家が行っているが、トンネルは堤防の空洞化にあたるのではないか。もしここが破堤すれば、梅田近辺が浸

水してしまう。この検討委員会には、近畿地方整備局も参加しており、従来の例からすると、検討会委員会の結論に許認可を与えることになるだろうが、今後、この検討に対して河川管理者が許認可を与えるかどうか、十分に問題視していきたい。

- ・ 第 部 に記述されている余野川ダムの当初の建設理由に関する内容には誤りがあるのではないかと、もともとは、都市用水の確保と猪名川の治水を目的としていたと理解している。再検討をお願いしたい。
- ・ 丹生ダムに関しては、委員会や琵琶湖部会で十分議論されていないにもかかわらず、第 部 の中で否定的な意見が出されているのは、おかしい。河川管理者の結論を委員会の意見へと誘導しようとする内容となっており、納得できない。また、高時川等の非直轄区間についても意見を述べているが、これは委員会の権限を越えているのではないかと。
- ・ 第 部 には、「大津放水路の第 2 期工事については中長期的課題として検討を続け」と記述されており、ありがたく思っている。しかし、大津放水路 2 期区間については、「継続実施」もしくは「短期的な河川整備」として位置付けていくよう、意見書に明記してほしい。
- ・ 河川管理者は自らが主催する会に住民等と呼ぶだけでなく、住民等が主催する集会にも積極的に出向いて意見の交換や聴取をするよう、第 部 に追記すべき。
- ・ 社会的合意について、第 部 には記述がない。記述しておくべき。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。